

## 米穀共同計算基本要領

### 第1条（趣旨）

さつま日置農業協同組合は生産者からの委託を受け、販売する米穀の共同計算については、本要領に基づいて実施する。

### 第2条（共同計算委員会の設置）

共同計算にかかる重要事項ならびに共同計算結果を審議するために、別に定める「米穀共同計算委員会設置要領」に基づき共同計算委員会を設置する。

### 第3条（重要事項の審議・決定）

(1)共同計算にかかる下記事項については、年産ごとに共同計算委員会での審議の上、組合長が決定し理事会に報告する。

- ①共同計算の実施単位
- ②共同計算の収入・支出項目の設定
- ③共同計算の支出見込み
- ④生産者への概算金・加算金の支払額の設定
- ⑤生産者への精算額の決定

(2)受託販売米穀のうち、経済連に再委託する米穀の共同計算の実施単位、共同計算の収入・支出項目の設定・支出見込みについては、経済連の決定による。なお、JAにおいて経済連が決定した共同計算の実施単位、共同計算の収入・支出項目、その他必要な事項の変更を行う場合は、共同計算委員会での審議の上、組合長が決定し 理事会に報告する。

### 第4条（生産者との出荷契約）

生産者と出荷契約を締結し、共同計算の実施に係る事項やその運営ルール（実施主体、実施区分等）および複数年共計を実施する場合、その旨を契約に明示することとする。

### 第5条（共同計算の支出見込み等の生産者への開示）

年産ごとの共同計算の実施単位、収入・支出項目の設定、支出見込み、生産者への概算金・加算金の支払額の設定、およびその他必要な事項について、共同計算委員会での協議を経て、組合長が決定し理事会に報告する。

組合長決定後、速やかに生産者へ開示する。

### 第6条（在庫管理）

委託販売品については、年産ごとに共同計算の実施区分等にしたがって、管理・保管し、経理規程に準じて米穀等の入出庫記録と現に保管している米穀等との検証を8月、2月に実施する。

#### 第7条（職務権限）

共同計算に係る業務についての職務権限については、「管理規程（職務権限表）」に定める。

#### 第8条（委託品の販売）

委託品の販売にあたっては、販売先と出荷基本契約等を締結し、代金支払い等について定めることとする。また、共同計算の収支状況を確認し適切な価格での販売を行うこととする。

#### 第9条（内部監査の実施）

対象年産の米穀の販売終了後、速やかに共同計算結果を取りまとめ内部監査を実施する。

内部監査結果は監事に報告し、必要に応じて監事が内部監査に立会いもしくは監査を実施し、その結果を共同計算委員会および理事会に報告する。

#### 第10条（最終精算の実施および精算結果の生産者への開示）

共同計算結果の内部監査の実施後、共同計算委員会での協議を経て、組合長の決定後、理事会へ報告する。

決定後、生産者に精算金の支払いを行うとともに、共同計算結果について開示する。

#### 第11条（改廃）

この要領の制定、改廃は理事会が行う。

#### 附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月1日から改正する。